厚生労働省

秋田労働局

Press Release

報道関係者　各位

令和 8 年 11 月 27 日
【照会先】
秋田労働局労働基準部健康安全課
課　　長　田川 健志
産業安全専門官　千葉 知幸
(電話)018－862－6683

令和８年度 建設現場年末合同パトロールの実施について

『令和８年度 建設現場年末無災害運動月間』を展開
～ 12 月に東北６労働局の局長が建設工事現場のパトロールを実施 ～

秋田労働局（局長 千葉裕子）は、冬季における建設現場での死亡･重篤災害を防止するため、建設業労働災害防止協会（以下「建災防」といいます。）秋田県支部との建設現場年末合同パトロールを下記により実施します。

記

1 日時

令和8年 12 月３日（木） 午前9時 40 分～午前 11 時20 分
（午前9時 30 分までに集合場所にお集まり下さい。）



2 集合場所及び工事名

秋田市横森１丁目地内（現場事務所、集合場所）
河川激甚災害対策特別緊急工事 06－KT10－N7（発注者：秋田県知事）
集合場所の地図や工事概要等は別紙のとおり。

3 パトロール現場の特徴等

当現場は河川激甚災害特別緊急事業全８工区のうち最大規模となる施工距離約 500mの河川改修工事です。上流側の８工区と下流側の６工区に挟まれた位置にあり、他工区との工程・施工調整の役割を担っています。

施工区間には河川を横断する上水道管の水管橋・埋設管及び人道橋があり、厳しい施工条件と制約のもとで工事を行っています。

また、工事区間が秋田市中心部の住宅密集地と商業施設に囲まれているため、騒音や振動の少ない機械や資材を工夫して使用し、地域住民へ配慮した施工を行っています。

4 パトロールの注目点

今年、秋田県内の建設業では河川工事現場においてドラグ・ショベルが転倒したことによるものや橋梁建設工事現場においてドラグ・ショベルと切梁の間にはさまれたことによるもの、庭木の剪定作業現場において三脚脚立から地面に墜落したこと等により４人が死亡して

おります（資料１、２）。

これから年末にかけて降雪や凍結などの影響による作業環境の悪化が予想されます。

このため、秋田労働局では建設現場における死亡・重篤災害の防止に向けて、「令和９年の新年を笑顔で迎えよう」をスローガンに、12 月１日から同月 31 日までを「建設現場年末無災害運動月間」と定め、建設現場における労働災害防止対策の徹底を図ることとしました（資料３）。月間中、県内の各労働基準監督署では死亡災害につながるような危険作業に対する安全対策などを重点に確認するとともに、施工者に対する指導及び啓発を行うこととしております。

なお、12 月中に東北６局の労働局長が各県において建設工事現場の安全衛生パトロールを行うこととしています（資料４）。

５　パトロール実施者

秋田労働局長を含む労働局・秋田労働基準監督署職員　10 名
建災防秋田県支部役職員　３名

６　取材申込み等

- 取材を希望される方は 12 月１日㈫午後４時までに秋田労働局労働基準部健康安全課〈電話 018-862-6683〉（産業安全専門官 千葉あて）にご連絡ください。
- 安全帽（ヘルメット）、長靴等は各自ご持参願います。
- 当日は午前９時 30 分までに上記２の集合場所にお越し下さい。
- 秋田労働局労働基準部健康安全課長が取材対応等を行います。
- 危険箇所には立ち入らない予定ですが、現場での取材に当たっては、担当者の案内に従っていただきますようお願いします。

資料１　令和８年 労働災害発生状況（10 月末）
資料２　令和８年 死亡災害発生状況（令和８年 10 月 31 日現在）
資料３　令和８年度 建設現場年末無災害運動月間リーフレット
資料４　東北６労働局長 年末公開安全衛生パトロール概要

別　紙

秋田労働局及び建災防秋田県支部による
令和８年度　建設現場年末合同パトロール実施要領

１　日時

令和８年 12 月３日(木)　午前９時 40 分～午前 11 時 20 分

２　パトロール現場

発注者　　秋田県知事

工事名　　河川激甚災害対策特別緊急工事 06－KT10－N7

（所在地：秋田市横森１丁目地内）

施工者　　中田建設・伊藤工業・中山組特定建設工事共同企業体

３　工事概要

令和５年７月の大雨で、太平川流域では洪水により床上・床下浸水 4,000 戸を超える甚大な被害が発生しました。

この洪水を機に、太平川では旭川合流点から 4.6 ㎞までの地点を対象として「河川激甚災害対策特別緊急事業」を立ち上げました。集中的に河川改修事業を実施し、早期の浸水被害軽減を図ることを目的とした工事です。

４　スケジュール（９：30 現場事務所集合）

秋田労働局長挨拶	９：40～９：45（５分）
施工者及び発注者による工事概要等説明	９：45～10：00（15 分）
パトロールの実施	10：00～10：50（50 分）
取材対応	10：50～11：00（10 分）
講評、意見交換	11：00～11：20（20 分）
	合計（100 分）

５　パトロール実施者：計 13 名

所　　属	職　　名	氏　　名
秋　田　労　働　局	局　　長	千　葉　裕　子
	労働基準部長	小　林　和　範
	健康安全課長	田　川　健　志
	健康安全課長補佐	金　谷　繁　夫
	産業安全専門官	千　葉　知　幸

秋田労働基準監督署	署長	北林浩之
	安全衛生課長	舘岡孝弘
	労働基準監督官	佐々木玲衣
	労働基準監督官	小松友樹
	労働基準監督官	沢井理歩
建災防秋田県支部	監事	伊藤久嗣
	代議員	加藤政之
	業務係長	寺門修

6　現場案内図



集合場所（駐車場案内図）



令和8年労働災害発生状況　（ 10 月末 ）

秋 田 労 働 局
（令和８年11月10日作成）

資料１

号別	業種別 ＼ 災害別 ＼ 年別	令和６年（確定値）		令和７年（確定値）		令和７年 1月～10月		令和８年 1月～10月		前年増減		秋田署				能代署				大館署				横手署				大曲署				本荘署			
												7年		8年		7年		8年		7年		8年		7年		8年		7年		8年		7年		8年	
		死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	件数	百分率(%)	死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上
1～17	全業種合計	9	1496	13	1209	11	905	7	876	-29	-3.2	4	350	2	346	2	69		60	4	193	1	162		107	2	115	1	96		99		90	2	94
	うち新型コロナを除く	9	1064	13	1108	11	838	7	849	11	1.3	4	321	2	345	2	61		60	4	179	1	160		101	2	109	1	96		96		80	2	79
	うち新型コロナによる		432		101		67		27	-40	-59.7		29		1		8				14		2		6		6				3		10		15
1	製造業	2	191	1	185	1	142	1	168	26	18.3		39		47	1	21		14		39	1	46		15		23		17		17		11		21
	食料品製造業		42	1	51	1	36		43	7	19.4		10		18	1	4		2		7		8		5		8		8		4		2		3
	木材・木製品製造業	1	35		34		29		26	-3	-10.3		9		5		5		5		10		9		2		2		3		1				4
	鉄鋼・非鉄・金属製品製造業	1	30		33		24	1	29	5	20.8		6		7		4		3		7	1	9		3		4		1				3		6
	一般・輸送用機械器具製造業		17		21		16		15	-1	-6.3		5		3		2				4		6		2		3		2		2		1		1
	電気機械器具製造業		14		17		14		17	3	21.4		3		2		2		2		4		6				2		2		2		3		3
	上記以外の製造業		53		29		23		38	15	65.2		6		12		4		2		7		8		3		4		1		8		2		4
2	鉱業（鉱安法適用を除く）		5		2				2	2	—				1								1												
3	建設業	6	180	5	197	5	156	4	117	-39	-25.0	4	56	1	44		9		7	1	32		24		19	1	17		25		13		15	2	12
	土木工事業	2	54	4	74	4	62	4	46	-16	-25.8	3	16	1	11		2		4	1	18		12		8	1	9		13		5		5	2	5
	建築工事業	4	93	1	91	1	70		54	-16	-22.9	1	30		24		3		1		12		10		9		8		9		5		7		6
	鉄骨・鉄筋家屋建築	1	18		15		9		11	2	22.2		4		4						2		2		2		3		1		1				1
	木造家屋建築	1	46	1	45	1	34		26	-8	-23.5	1	12		12		1				10		5		3		4		3		3		5		2
	その他の建設業		33		32		24		17	-7	-29.2		10		9		4		2		2		2		2				3		3		3		1
4	運輸交通業		93	3	93	2	72		78	6	8.3		44		40	1	7		4		10		8		3		14	1	5		8		3		4
	道路貨物運送業		85	2	80	1	60		65	5	8.3		37		31	1	6		1		8		8		3		14		3		7		3		4
5	貨物取扱業		1		2		3		3				3		2				1																
6-2	林業		31	1	26	1	22		28	6	27.3		4		6		2		5	1	9		8		3		1		3		4		1		4
8	商業		204	2	196	2	137	2	170	33	24.1		57	1	83		11		7	2	22		27		18	1	17		16		23		13		13
	小売業		168	2	155	2	104	1	138	34	32.7		39		65		9		6	2	17		24		12	1	13		15		17		12		13
13	保健衛生業		589		271		186		137	-49	-26.3		72		44		12		12		43		22		24		21		8		10		27		28
	社会福祉施設		425		185		138		80	-58	-42.0		46		27		5		7		40		18		19		17		8		3		20		8
14	接客娯楽業		62		67		50		47	-3	-6.0		24		22		1		4		9		6		10		4		2		8		4		3
	飲食店		30		20		17		19	2	11.8		7		9		1		2		4		2		3		2		1		3		1		1
15	清掃・と畜業		40		62		48		44	-4	-8.3		27		23				1		8		11		3		5		6		2		4		2
	上記以外の事業 6-1、7、9～12、16、17	1	100	1	108		89		82	-7	-7.9		24		34		6		5		21		9		12		13		14		14		12		7

労働者死傷病報告（休業４日以上）を集計したもの。死亡は内数。

令和8年 死亡災害発生状況（令和8年 10 月 31 日現在）　秋田労働局　資料2

No	署別	発生月	業種名	年齢 経験 （〇年以上 〇年未満）	事故の型	起因物	発生状況
1	本荘	1月	河川土木工事業 (3-1-7)	70 歳代 (30 年以上)	転倒	掘削用機械	河川工事現場において、河川内でドラグ・ショベルを使用し仮締切作業を行っていたところ、ドラグ・ショベルが転倒、水没しオペレーターが溺死した。
2	大館	2月	非鉄金属精錬・圧延業 (1-11-1)	50 歳代 (10～20 年)	はさまれ、巻き込まれ	コンベア	工場内において、ベルトコンベアの点検作業を行っていたところ、当該ベルトコンベアのプーリーとベルト部に右腕をはさまれた。
3	本荘	4月	道路建設工事業 (3-1-6)	40 歳代 （1年未満）	激突され	乗用車、バス、バイク	道路の維持管理業務（清掃作業）において、被災者は上り坂の途中に車を止め、車を背にして施工状況の写真撮影を行っていたところ、止めていた車が突然動き出し（後退し）、被災者に衝突した。
4	秋田	4月	その他の卸売業 (8-1-9)	80 歳代 （5～10 年）	墜落、転落	階段、桟橋	派遣先事業場において商品をトラックに積み込み配達先に向かい、到着後当該配達先の２階にある事務所の社員に請求書を渡し、その後トラックに戻るため階段を下りていたところ、転落した。
5	秋田	7月	その他の土木工事業 (3-1-99)	60 歳代 (20～30 年)	墜落、転落	立木等	庭木の剪定作業現場において、三脚脚立を使用し松の木に上り、枝等を切断していたところ、地面に墜落した。
6	横手	9月	橋梁建設工事業 (3-1-5)	40 歳代 (20～30 年)	はさまれ、巻き込まれ	掘削用機械	橋脚補修工事において、橋脚周りの土を小型のドラグ・ショベルで均す作業中、被災者が当該ドラグ・ショベルを後進させたところ、背後に設置されていた切梁とドラグ・ショベルのレバーとの間に胸部をはさまれた。
7	横手	9月	その他の小売業 (8-2-9)	60 歳代 （1年未満）	交通事故	乗用車、バス、バイク	配達業務を終え国道を走行中、対向車線に進入し、対向車（大型トラック）と衝突した。

資料３



安全第一

建設現場
年末無災害運動月間

～ 令和9年の新年を笑顔で迎えよう ～

令和8年 12月1日～12月31日

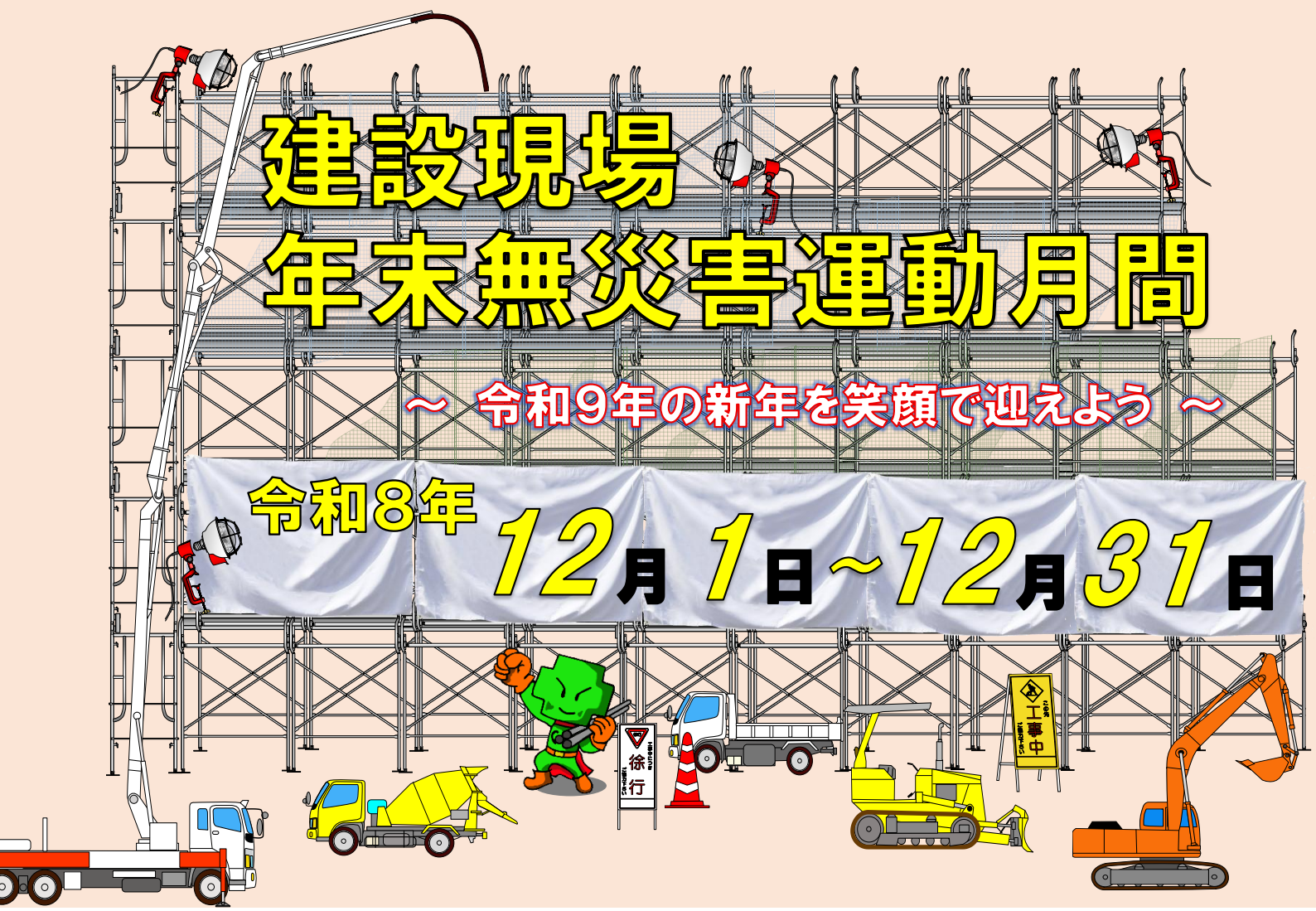

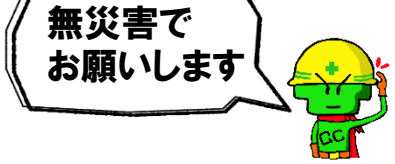

秋田労働局・各労働基準監督署

秋田労働局建設現場年末無災害運動月間（令和8年 12 月）実施要領

1　趣旨・目的

年末は、建設工事現場が繁忙時期に入るとともに、降雪期を迎え作業環境が厳しくなることに伴って労働災害が増加することが懸念されるため現場の安全配慮が特に必要です。

また、冬季時の降雨後に発生した土砂崩壊事故のように、天候が影響した自然災害が全国的に多発し、これらへの対策も重要になっています。

このようなことから、秋田労働局では、建設事業者に対し、年末の労働災害発生を防止することを目的に、12 月1日から 31 日までの期間を「建設現場年末無災害運動月間」～令和9年の新年を笑顔で迎えよう～と定め、経営トップ・現場管理者及び現場作業員に対し、労働災害防止に向けた指導、啓発等を実施します。

2　現場における重点実施事項



経営トップの労働災害防止に関する方針表明

① 経営トップによる安全衛生に係る所信の表明及び労働者への周知
② 経営トップや安全管理者等による安全パトロールの実施

3　各種労働災害防止対策の具体的実施事項



1 安全衛生管理体制の整備及び安全衛生活動の実施

① 個人事業者等を含む安全衛生管理体制の整備
② 事業場内における安全衛生管理体制の整備及び安全衛生活動の活性化
③ 工事着手前のリスクアセスメント及び作業開始前の危険予知（KY）活動の実施
④ 建設現場における労働災害防止のための基本的ルールの遵守
⑤ 現場責任者による巡視及び点検の確実な実施

2 墜落・転落災害の防止

① 高さ2メートル以上の箇所での作業時の足場、作業床、手すり等の設置による墜落防止措置と、これらが困難な場合、安全ネットの設置や墜落制止用器具（安全帯）の使用等の徹底
② 適切な墜落制止用器具（安全帯）の使用、保護帽（ヘルメット）の着用の徹底
③ 開口部の養生及び危険箇所の表示
④ 足場における「より安全な措置」として、わく組足場の上さん及びわく組足場以外の足場への幅木の設置
⑤ 足場を設置する場合は、「手すり先行工法」を選択し、足場の組立て、解体時における墜落防止対策を徹底

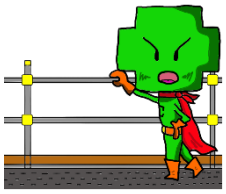

3 建設機械、移動式クレーン等災害の防止

① 作業計画の策定による安全作業の確保、有資格者による運転操作の徹底
② 建設機械等の立入禁止区域の明確化、作業半径内の立入禁止措置の徹底及びやむを得ず立ち入る際の運転停止の徹底
③ 機械との接触防止、機械の転落等の防止のための誘導者の配置及び誘導の徹底
④ 荷のつり上げ作業時におけるつり荷下への立入禁止措置の徹底

4 土砂崩壊災害の防止

① 掘削工事における土止め支保工の設置の徹底等
② 作業前等における地山の点検の実施

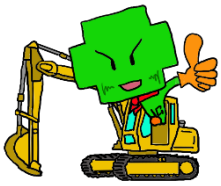

5 転倒災害の防止

① 通路の整備、段差の解消（冬季には融雪剤の散布等）
② 適切な履物の着用
③ 作業場所における整理整頓及び照明の確保等

6 交通労働災害の防止

① 適正な労働時間及び走行管理等
② 交通法令の遵守
③ 安全教育の実施、交通労働災害防止の意識高揚等

7 不安全行動による災害の防止

① 危険軽視の行動を「黙認しない、見逃さない」職場風土づくりの推進
② 「近道・省略行為」等のルール違反行為の禁止



8 職業性疾病の防止

① マンホール等における酸欠等のおそれのある箇所に立ち入る場合の酸欠防止対策及び硫化水素へのばく露防止対策の徹底
② 建築物等の解体、改修工事における石綿ばく露防止対策の確実な実施
③ アーク溶接作業における粉じん障害防止及び溶接ヒュームばく露防止対策の徹底

R8.11

資料４

東北６労働局長 年末公開安全衛生パトロール概要

青森労働局（局長　角井　伸一）

実施日時　令和８年 12 月４日（金）
工 事 名　令和８年度青森港油川地区岸壁（－12m）地盤改良外工事及び
　　令和８年度青森港油川地区岸壁（－12m）地盤改良外工事（その２）
所 在 地　青森港内（現場事務所：青森市油川字岡田３－12）
問合せ先　青森労働局労働基準部健康安全課（電話：017-734-4113）

岩手労働局（局長　川又　修司）

実施日時　令和８年 12 月４日（金）
工 事 名　主要地方道盛岡環状線滝太橋橋梁補修工事
所 在 地　岩手県盛岡市上太田中瀬及び滝沢市大釜塩の森地内
問合せ先　岩手労働局労働基準部健康安全課（電話：019-604-3007）

宮城労働局（局長　松瀬　貴裕）

実施日時　令和８年 12 月７日（月）
工 事 名　気仙沼市新庁舎建設工事
所 在 地　宮城県気仙沼市田中 177 番外７筆
問合せ先　宮城労働局労働基準部健康安全課（電話：022-299-8839）

秋田労働局（局長　千葉　裕子）

実施日時　令和８年 12 月３日（木）
工 事 名　河川激甚災害対策特別緊急工事 06-KT10-N7
所 在 地　秋田市横森１丁目地内
問合せ先　秋田労働局労働基準部健康安全課（電話：018-862-6683）

山形労働局（局長　島田　博和　）

実施日時　令和８年 12 月 11 日（金）
工 事 名　令和７年度（債務負担行為）山形県立上山高等養護学校校舎改築工事
所 在 地　山形県上山市宮脇地内
問合せ先　山形労働局労働基準部健康安全課（電話：023-624-8223）

福島労働局（局長　岡田　直樹　）

実施日時　令和８年 12 月３日（木）
工 事 名　あぶくまクリーンセンター焼却工場建設工事
所 在 地　福島県福島市渡利字梅ノ木畑地内
問合せ先　福島労働局労働基準部健康安全課（電話：024-536-4603）

※詳細は、各労働局の担当部署あてお問い合わせください。